

【昭和村】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	4 8 9 人	4 7 6 人	4 6 4 人	4 2 6 人	4 1 6 人
② 予備機を含む 整備上限台数	6 0 7 台	5 4 8 台	5 3 4 台	4 9 0 台	4 7 8 台
③ 整備台数 (予備機除く)	—	5 7 0 台	—	—	—
④ ③のうち 基金事業によるもの	—	5 4 8 台	—	—	—
⑤ 累積更新率	—	1 0 0 %	—	—	—
⑥ 予備機整備台数	—	7 2 台	—	—	—
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	—	7 2 台	—	—	—
⑧ 予備機整備率	—	1 5 %	—	—	—

(端末の整備・更新計画の考え方)

- ・現行機は令和 2 年度末、購入により整備したものである。令和 8 年度から児童生徒が新端末を使用できるよう整備するため、令和 7 年度末までに購入契約から納品等の端末準備を完了させる。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：5 9 6 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 1 0 0 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託 : 4 9 6 台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託 : 0 台
- ・その他 () : 0 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール (予定)

令和 7 年度 処分事業者 選定

令和 8 年 3 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年 4 月 使用済端末の回収、事業者への引き渡し

○その他特記事項